



尾花沢市消防本部告示第2号

次の催しについて、尾花沢市火災予防条例（昭和48年条例第29号）第47条の2第1項の規定に基づき指定催しとして指定したため、同条第3項の規定により告示します。

平成30年 6月11日

尾花沢市消防長 佐藤重光



催しの名称	大石田まつり 最上川花火大会
催しを主催する者	大石田まつり委員会 会長 大石田町長 庄司喜與太
催しの開催場所	大石田町 本町、四日町周辺
催しの開催期間	平成30年8月16日（木）



指定催しの指定通知書

消総第101号
平成30年 6月11日

大石田まつり委員会
会長 大石田町長 庄司喜與太 殿

尾花沢市消防長 佐藤重光



尾花沢市火災予防条例第47条の2の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	大石田町 本町～四日町周辺
催しの名称	大石田まつり 最上川花火大会
催しの開催期間	平成30年8月16日(木)

教 示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に尾花沢市長に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に尾花沢市を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において尾花沢市を代表するものは尾花沢市長となる。）。

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に尾花沢市を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。